

生駒市水道事業管理規程第2号

生駒市水道事業会計規程及び生駒市水道料金徴収事務等委託規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

令和6年6月18日

生駒市水道事業代表者

生駒市長 小紫 雅史

生駒市水道事業会計規程及び生駒市水道料金徴収事務等委託規程の一部を改正する規程

(生駒市水道事業会計規程の一部改正)

第1条 生駒市水道事業会計規程(平成27年4月生駒市水道事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第20条中「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」を加える。

第46条第2項中「(昭和22年法律第67号)」を削る。

(生駒市水道料金徴収事務等委託規程の一部改正)

第2条 生駒市水道料金徴収事務等委託規程(平成28年4月生駒市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」を、「第26条の4」の次に「において準用する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の2第2項」を加える。

附 則

この規程は、令和6年6月18日から施行する。